

令和7年度

工事監査結果報告書

令和8年3月

江戸川区監査委員

# 目 次

	頁
第1 監 査 目 的 . . . . .	1
第2 監査実施期間 . . . . .	1
第3 監査対象工事 . . . . .	1
第4 監査の着眼点 . . . . .	2
第5 監 査 の 方 法 . . . . .	2
第6 監 査 の 結 果 . . . . .	3

## 第1 監査目的

地方自治法第199条第1項、第5項の規定に基づき、区が行う工事について、計画・積算・施工等の技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、併せて、契約などの財務に関する事務についても留意して監査を実施した。

## 第2 監査実施期間

令和8年1月22日(木)から令和8年2月17日(火)まで

## 第3 監査対象工事

下記1の条件を満たし、かつ2～5のいずれかに該当するものの中から選定した。

- 1 都市開発部、環境部及び土木部が令和7年度に施工する工事(継続工事を含む)のうち、令和7年12月1日現在で契約が締結されているもので、契約金額が500万円以上の工事
- 2 令和8年2月1日現在、施工中の工事
- 3 令和8年2月1日現在、竣工しているが契約金額が2,000万円以上の工事
- 4 契約変更のある工事
- 5 各課別工事のうち契約金額が最大の工事

### 対象工事件名及び現場確認日等一覧

監査番号	工事件名	関係部・課	現場確認日
1	小岩第五中学校プール改造工事	都市開発部施設課	2月4日
2-1 2-2	総合レクリエーション公園リニューアル工事 総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業特定公園施設譲渡等契約 対象公園：フラワーガーデン・富士公園	環境部 公園整備課	
3	春江橋架替工事(その5)	土木部街路橋梁課	2月5日
4	道路改良工事(その1)(江戸川清掃工場)	土木部保全課	

## 第4 監査の着眼点

以下の観点に基づいて実施した。

### 1 計 画

- (1) 工事計画は妥当か。
- (2) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

### 2 設 計

- (1) 事業目的に適合した設計になっているか。
- (2) 事前調査、調整が十分行われているか。
- (3) 現場の状況に適合した経済的設計になっているか。
- (4) 将来の維持管理等を勘案した設計になっているか。
- (5) 仕様書、図面及び明細書は的確に作成されているか。

### 3 積 算

- (1) 歩掛、単価が適正に算出されているか。
- (2) 数量、金額は適正か。

### 4 施 工

- (1) 設計図書に基づいた施工がされているか。
- (2) 工事施工計画は適正か。
- (3) 各種検査、試験成績表は適正か。
- (4) 工程管理は的確に行われているか。
- (5) 保安及び災害対策が適切に行われているか。

### 5 変 更

- (1) 変更理由、工期は適正か。
- (2) 変更協議が適時、適切に行われているか。

### 6 契 約

契約事務の手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の方法

監査委員は、関係部課長等から提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答を行い、その後、現場にて監査を行った。

監査委員事務局は、監査委員の命を受け、監査計画及び実施要領に基づき、各工事主管課から契約書、設計図書、施工計画書等の提出を求め調査及び聴取を行い工事現場を実査し、それらの結果を監査委員に報告した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

なお、各工事の概要については、各工事主管課より提出を受けた資料を基に、令和8年1月末現在の状況を記載した。

### 1. 工事概要

#### 1 小岩第五中学校プール改造工事（学校施設課依頼工事）

##### 概要

###### 起工理由

経年劣化したプール水槽及びプールサイドを改造するために起工する。

###### 工事箇所

鹿骨五丁目27番1号

###### 契約年月日

令和7年11月7日

###### 契約金額

89,716,000円

###### 工期

令和7年11月10日～令和8年2月27日

###### 進捗率

70%

###### 請負業者

オオバ工業株式会社

###### 工事概要

##### ア 建築工事

本工事は、プール棟のプール水槽及びプールサイド（シャワー場含む）の改造工事である。

施工面積：プール水槽423㎡（立上り含む）内法25m×11m、  
プールサイド（シャワー室等を含む）607㎡

#### 2 総合レクリエーション公園リニューアル工事

総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業特定公園施設譲渡等契約

##### 2-1 総合レクリエーション公園リニューアル工事

（設計・施工一括）請負契約

##### 概要

###### 起工理由

本工事は、総合レクリエーション公園を改修するために起工する。

工事箇所：南葛西四丁目9番1号、南葛西六丁目23号1号

令和7年度工事監査対象箇所

フラワーガーデン、富士公園

契約年月日

令和5年3月24日

契約金額

3,470,731,000円

3,474,704,200円(第一回契約変更)

3,449,105,363円(第二回契約変更)

工期

令和5年3月27日～令和9年1月31日

第三回契約変更

ア 変更契約年月日

令和7年3月24日

イ 変更理由

フラワーガーデン、富士公園等の公園施設の実施設設計が完了したことにより整備費用が変動したため。

ウ 変更契約金額

3,562,109,305円

エ 変更工期

増減なし

第一回、第二回契約変更については、令和7年度工事監査対象外  
進捗率

フラワーガーデン：78%

富士公園：96%

請負業者

建設業務：大和リース株式会社

設計業務：株式会社戸田芳樹風景計画

工事概要

フラワーガーデン

ア 公園面積 21,503.07 m<sup>2</sup>

イ 工事内容

a 植栽工

芝生、高木、中木、低木 各一式

b 電気設備工

ポール灯 一式

c 園路広場整備工

アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキング舗装

レンガ舗装 各一式

d 遊戯施設整備工

遊具 一式

- e サービス施設整備工  
手足洗い場、ベンチ 各一式
- f 管理施設整備工  
各種サイン 一式

#### 富士公園

ア 公園面積 38,369.70 m<sup>2</sup>

#### イ 工事内容

- a 植栽工  
芝生、高木、中木、低木 各一式
- b 園路広場整備工  
アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキング舗装  
景観樹脂塗布舗装 各一式
- c 遊戯施設整備工  
遊具 一式
- d サービス施設整備工  
ベンチ 一式
- e 管理施設整備工  
各種サイン 一式

## 2 - 2 総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業 特定公園施設譲渡等契約

### 概要

#### 契約理由

総合レクリエーション公園の改修のため。

事業箇所：南葛西四丁目9番1号、南葛西六丁目23号1号

令和7年度工事監査対象箇所

フラワーガーデン、富士公園

#### 契約年月日

令和5年6月28日

#### 契約金額

2,071,139,400 円

1,593,798,525 円（第一回変更）

1,472,739,931 円（第二回変更）

#### 整備完了期限

令和8年12月31日

令和8年2月28日（第一回変更）

#### 第三回契約変更

#### ア 変更契約年月日

令和7年3月24日

イ 変更理由

フラワーガーデンの整備内容やイベント等公園利用状況を考慮し、整備期間の見直しを行ったため。

ウ 変更契約金額

増減なし

エ 変更整備完了期限

令和8年3月16日

第一回及び第二回契約変更については、令和7年度工事監査対象外進捗率

フラワーガーデン：77%

富士公園：97%

契約の相手方

業務担当企業：大和リース株式会社

契約概要

フラワーガーデン

ア 公園面積 21,503.07 m<sup>2</sup>

イ 契約内容

a 植栽工

芝生、高木、低木 各一式

b 電気設備工

ポール灯 一式

c 園路広場整備工

アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキング舗装  
レンガ舗装 各一式

d 建築物整備工

手洗所 1棟

富士公園

ア 公園面積 38,369.70 m<sup>2</sup>

イ 契約内容

a 植栽工

芝生、高木、中木、低木 各一式

b 園路広場整備工

アスファルト舗装、コンクリート舗装、インターロッキング舗装  
景観樹脂塗布舗装 各一式

c サービス施設整備工

手足洗い場 一式

d 建築物整備工

手洗所 1棟

### 3 春江橋架替工事（その5）

#### 概要

##### 起工理由

老朽化した春江橋の架替計画に基づき旧橋台撤去工事、橋台設置工事  
橋脚設置工事及び護岸整備工事を起工する。

##### 工事箇所

一之江二丁目、春江町三丁目

##### 契約年月日

令和7年6月24日

##### 契約金額

1,025,200,000 円

##### 工期

令和7年6月25日～令和8年7月7日

##### 第一回契約変更

##### ア 変更契約年月日

令和8年1月27日

##### イ 変更理由

「週休2日制確保工事」を希望しない旨申し出があったため諸経費等  
の補正をとりやめる。(減)

##### ウ 変更契約金額

1,008,058,700 円

##### エ 変更工期

変更なし

##### 進捗率

31.5%

##### 請負業者

株式会社細田組

##### 工事概要

##### ア 旧橋撤去工

下部撤去工

橋台

N = 1 基

##### イ 橋梁下部

##### a 橋台工

既製杭工

N = 25 本

橋台躯体工

N = 1 基

##### b RC 橋脚工

既製杭工

N = 16 本

橋脚躯体工

N = 1 基

ウ 護岸整備  
護岸整備工  
低水護岸整備工 N = 21.7m

4 道路改良工事(その1)(江戸川清掃工場)

概要

起工理由

江戸川清掃工場建替工事に伴い、当該道路の改良工事を行うことにより、安全で快適な道路機能を確保するために起工する。

工事箇所

江戸川二丁目

契約年月日

令和7年5月11日

契約金額

107,822,000 円

工期

令和7年5月12日～令和8年3月6日

進捗率

85%

請負業者

株式会社ジー・エス・イー

工事概要

工事延長	L= 135.6m
a 路床盛土工	V= 1.309 m <sup>3</sup>
b 車道仮舗装60型打換	A= 594 m <sup>2</sup>
c 車道仮舗装60型舗装版打換	A= 214 m <sup>2</sup>
d 車道舗装50型打換	A= 139 m <sup>2</sup>
e 車道舗装50型舗装版打換	A= 132 m <sup>2</sup>
f 歩道仮舗装	A= 531 m <sup>2</sup>

2. 総合所見

1 小岩第五中学校プール改造工事(学校施設課依頼工事)

今回監査を実施した工事は、適正に施工されており、特に指摘する事項はない。

本工事は学校施設課から都市開発部施設課へ依頼された工事であり入札工事である。令和6年度の定期財務監査により、学校施設課工事において不適切契約が発覚した。本工事を工事監査に選定した理由は、その改善確認のためでもある。

本工事は、専門技術職員が設計し、施工管理も適切になされている状況が窺えた。

先般の不適切契約は、技術職がいない中での施工管理不備が問われたが、現在は技術職員の目でしっかり確認されていることが見受けられた。また、令和6年度定期財務監査結果報告書では『(3)不適切な工事契約及び工事実施に関すること(アスベスト除去及び処理等)』において、アスベスト除去工事の不適切発注が発覚したことを指摘しているが、現在は適切に処理されていることを確認できた。

具体的には、まずアスベストの事前確認を行い、内壁等に内在するクリソタイル等を適切に除去していた。次に施工計画書や材料承諾についても適正になされており、施工物の安全性や健全性についてもしっかり管理されていることが窺えた。

設計積算及び工事管理についても特段指摘するものはなく、今後も工事完了に向け、工事管理を進めることを望む。

## 2-1 総合レクリエーションリニューアル工事

### 2-2 総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業特定公園施設譲渡等契約

今回監査を実施した工事は、適正に施工されており、特に指摘する事項はない。

まず総合レクリエーション公園リニューアル工事については、設計・施工一括方式(DB方式)を採用し発注を行っていた。

設計については、本事業者の見積りにより行っており、その透明性の確保については主管課で確認しているとのことであった。また段階的に工事費の変更を行って、内容精査を適切に行っていることが窺えた。

本工事は前記の発注方式から、事業者主体であるため、施工計画書はもとよりVE提案等、事業者の力量に施工が委ねられるところが多いと感じた。

一般的にDB方式のデメリットについては、設計者と施工者が同一人格であるため品質管理の懸念が生じやすいことや工事費の大幅なコスト変動等が挙げられる。

工事担当課には工事管理と併せて、リスクコントロール及びリスクマネジメントをしっかりと行うことを期待する。また、その内容を精査する技術職員の技量が必要であり、今後も工事管理を適切に行い、工事完了に向け進められることを望む。

次に総合レクリエーション公園等におけるリニューアル事業特定公園施設譲渡等契約については、基本的に設計は前記工事と変わらない。しかし完成した公園施設を買入れる契約であるため、それを区が工事管理をする点で難しく感じた。

こちらも前記工事と同様に今後も内容精査を適切に行うことを望む。

## 3 春江橋架替工事(その5)

今回監査を実施した工事は、適正に施工されており、特に指摘する事項はない。

本工事は、春江橋架替工事であるが昨年、右岸(環七通り)側の橋台等を含め完成し、その継続工事で左岸(明和橋通り)側の施工を進めている。

左岸（明和橋通り）側については、昨年度請負者の関係により工事がストップした。今回の工事では、橋台工事、橋脚工事、護岸工事と混在した工事をなされていたが、本工事の請負者、区担当者共々、しっかり工事管理されていた。当初工期からの工期延伸が懸念されたが、技術者の鋭意努力により、当初予定の令和10年竣工に向け取り組んでいる。

今後、地中等の工事環境や河川管理者との調整により、状況が変わる可能性もあるが、今できることをしっかりなされていることが窺えた。

今後も事故のないよう適切に工事を進めることを望む。

#### 4 道路改良工事（その1）（江戸川清掃工場）

今回監査を実施した工事は、適正に施工されており、特に指摘する事項はない。

本工事は、江戸川清掃工場の建替え及び東京都のスーパー堤防化に併せて道路改良工事を行うものであり、その期工事として、道路嵩上げ工事を行っている。

嵩上げ工事では盛土を行うが、適切に工事がなされていない場合、沈下等の恐れがある。本工事では、その埋戻しについても東京都土木工事標準仕様書及び土木工事施工基準に準じて適切に行われていた。

なお、全体工事の竣工は令和9年6月を予定しているが、竣工に向け今後も適切に工事管理を行うことを望む。

### 3. まとめ

現在、人件費・建設資材費・建設機械運転費等が年々高騰しており、これによるコスト高の影響や人手不足、職人不足により、建設業界は依然として厳しい状況にある。

こうした状況下であっても、公共工事は社会や地域の要請に応えていくことが必要不可欠である。この度の道路改良工事のように、スーパー堤防事業に付随した、安全性や機能性を考慮した道路づくりもその一つである。

また必要性の中で類似したところで橋梁工事については、江戸川区橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、修繕・架替えに係わる費用の縮減を図りつつ、安全性・信頼性を維持する目的で工事を進めている。

また、その他各種施設・公園についても適切な維持管理の中で、将来必要となるコストの算出、及びその平準化を考慮しながら、安全性等を高める工事を行っている。

こうした限られた財源と予算の中で、要請や要望に応えるために必要なことは、技術者の創意と工夫である。これからも公共事業の設計・積算にあたっては特段の努力を期待する。

しかしながら現在、区では慢性的な技術職員不足から、組織上、他部署との兼務が非常に多くなっている。組織上の問題ではあるが一職員の負担が多くなるため、今後とも人員や組織体制についての十分な検討を望む。

それから区が発注する工事で事故が発生すれば、区民の信頼を損ねることになり

かねない。例えば道路工事において、地中に埋設されているライフラインの管路を誤って切断してしまえば、家庭への水道やガスの供給に影響を与えることにもなり得る。こうした事故は、主な原因として先入観や思い込みから発生することが多い。

今後も施工中の工事については、十分な安全対策を講じ、事故の防止に努められたい。